保護者 様

幸手市教育委員会教育長幸手市立権現堂川小学校長

熱中症事故防止に係る臨時休業の取扱いについて

日頃より、本市及び本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 近年、全国的に気温の上昇が著しく、熱中症のリスクが高まる中、児童の健康と安全を守る ための対応が重要となっております。

つきましては、熱中症事故防止の観点から、臨時休業の取扱いについて下記のとおりお知らせ致します。何卒御理解賜りますよう宜しくお願い致します。

記

- 1 本市における熱中症事故防止に係る臨時休業の取扱い 熱中症特別警戒アラートの発令を、市内小中学校における臨時休業の基準とします。
- 2 本取扱い設定の趣旨

学校教育法施行規則第63条に、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。(以下略)」と定められています。令和6年における、熱中症特別警戒アラートの発表回数は、全国で0回であったことを鑑みると、「熱中症特別警戒アラートが発令される場合は非常変災である」と捉え、臨時休業の基準とします。

- 3 臨時休業に係る流れ
 - (1) 前日午後2時頃、環境省熱中症予防情報サイトで発表となる、熱中症特別警戒アラート (WBGT 予測値35以上)の発令があった際、原則臨時休業とします。
 - (2) 各校から保護者等関係者宛にメール等で周知を図ります。
- 4 臨時休業に係る留意点
 - (1) 臨時休業とした場合、オンラインによる学習等の実施を積極的に行います。
 - (2) 熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、放課後児童クラブ(学童保育室)は、 原則休室とします。ただし、夏季休業期間及び土曜日については、保護者の送迎に より、登室中・降室中の熱中症事故防止への安全が確保されていることを踏まえ、 原則開室します。

担当 幸手市立権現堂川小学校教頭 田村紀子TEL 48-0950